

盛岡市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和6年7月16日

盛岡市監査委員	菊田隆
同	高橋宏弥
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

第1 準拠基準

盛岡市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局等

上下水道局及び市立病院事務局

2 対象範囲

令和5年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理に関すること。

なお、必要があると認める場合は、令和6年度又は令和4年度以前も対象とした。

第4 監査の着眼点

施設修繕契約事務、委託契約事務及び指定管理者による管理運営事務並びに補助金交付事務を重点項目としたほか、各監査対象機関におけるリスクを抽出し、事務の執行及び経営に関する事業の管理が、法令等に基づき適正に行われているかについて、合規性や正確性に加え、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点に着眼して実施した。

第5 監査の主な実施内容

実施通知に基づき提出された監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の

執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続によりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 上下水道局

監査の期間 令和6年4月10日～令和6年7月16日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、経営企画課、給排水課	令和6年5月8日から同年5月13日まで 上下水道局 3階 302会議室
水道建設課、水道維持課、 下水道整備課	令和6年5月14日から同年5月17日まで 上下水道局 3階 302会議室
浄水課	令和6年5月20日 新庄浄水場 3階 会議室
下水道施設管理課	令和6年5月21日 下水道施設管理課 2階 会議室
玉山事務所	令和6年5月22日 玉山総合事務所 2階 201・202会議室

2 市立病院事務局

監査の期間 令和6年5月8日～令和6年7月16日

監査対象機関	実地監査期日及び場所
総務課、医事課	令和6年6月5日から同年6月10日まで 市立病院 2階 会議室

第7 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

なお、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので意見を述べる。

I 上下水道局

経営企画課

【意見】

- 1 水道事業及び下水道事業の資金運用の状況を見ると、令和5年度末の預金残高が水道事業98億6,106万円、下水道事業69億7,423万円のほか、水道事業で有価証券を58億円保有しているが、両事業の資金収支の状況からは有価証券での運用を増やすことが可能と思われる。

令和6年6月3日時点の預金等の利回りは、普通預金0.02%、定期預金（1年）0.025%に対し、市場公募地方債（5月債）は0.986%で今後も上昇が見込まれる。このことから、両事業とも中期的な資金計画に基づき預金保有必要額と長期運用可能額を精査し、債券運用の拡大等運用方法を見直すことが適当と考える。

給排水課

【意見】

- 1 下水道事業の盛岡市水洗便所改造資金貸付基金は、水洗便所の普及を促進するため、生活保護世帯等が自宅を水洗便所に改造するために必要な資金を無利子で融資するために設置したものであるが、新規貸付は平成22年度が最後となっている。既に、制度の対象となる公共下水道処理区域の水洗化率は令和5年3月末で97.8%に達しており、対象者も限られるものと考えられることから、対象者が類似する補助制度の拡充など関連施策の見直しを含め、基金の今後の在り方を検討されたい。